

議案第 号

和解することについて

次のとおり損害賠償請求事件に関し和解をしようするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年(2026年)5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、損害賠償請求事件に関し、次のとおり和解する。

1 事件名 神戸地方裁判所伊丹支部令和7年(ワ)第183号損害賠償請求事件

2 当事者 原告

同法定代理人親権者

被告

同法定代理人親権者

同法定代理人親権者

補助参加人 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 森 臨太郎

3 和解の要旨

- (1) 被告及び補助参加人は、原告に対し、本件解決金として、連帯して金100万円の支払義務があることを認める。
- (2) 補助参加人は原告に対し、前項の金員を、本和解成立後速やかに、原告指定の口座宛に振込送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は補助参加人の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。ただし、本件事故と相当因果関係のある後遺障害が発生した際の損害に関する賠償請求を除く。
- (4) 当事者らは、原告と被告の間、原告と補助参加人の間、及び被告と補助参加人の間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、将来、原告に、本件事故と相当因果関係のある後遺障

害が発生したときは、原告と補助参加人は、原告のかかる後遺障害に関する損害について、別途協議するものとする。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 号

和解することについて

事件の概要

宝塚市立中学校(以下「本件中学校」という。)に在籍していた原告は、令和5年(2023年)10月11日11時15分頃、本件中学校の体育の授業中に行われたソフトボールにおいて、被告がボールを打った直後に手から離れたバットに直撃し負傷した(以下「本件事故」という)。本件事故により原告は、下口唇裂傷、外傷性歯冠破折の障害を負い、右上中切歯及び側切歯が失活したのに加えて、かかる障害が起因して、慢性根尖性歯周炎及び内部吸収を伴う不可逆性歯髄炎に罹患していると診断され、その治療のため現在も通院を続けている。

原告が本件事故によって被った損害について、被告には不法行為に基づく損害賠償責任があるとして、令和7年(2025年)7月25日付けで、原告は、神戸地方裁判所伊丹支部に損害賠償請求訴訟を提起した。その後、令和7年(2025年)9月8日付けで、被告は、民事訴訟法第53条第1項に基づき、宝塚市に対して訴訟告知を行ったため、宝塚市は被告側に補助参加した。

本件事故については、被告にも不法行為に基づく損害賠償責任が認められるが、本件中学校の教職員は、授業開始前に一定の安全に関する指導は行っていたものの、待機している生徒をフェンスで保護するような配慮は出来ておらず、現場から離れた場所で監視している状況であったことなど、補助参加人宝塚市の安全配慮義務違反による過失が重いことが認められ、この点について当事者間でも争いはなかったことから、神戸地方裁判所伊丹支部より本和解案が示された。

これを受けて、被告及び補助参加人宝塚市は、解決金として連帯して100万円を支払うこと、また、学校の授業中の事故であり、故意でもなく軽過失である被告に対して、補助参加人宝塚市は、求償を行わないことで和解しようとするものである。

和解条項（案）

- 1 被告及び補助参加人は、原告に対し、本件解決金として、連帯して金100万円の支払義務があることを認める。
- 2 補助参加人は原告に対し、前項の金員を、本和解成立後速やかに、原告指定の口座宛に振込送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は補助参加人の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。ただし、本件事故と相当因果関係のある後遺障害が発生した際の損害に関する賠償請求を除く。
- 4 当事者らは、原告と被告の間、原告と補助参加人の間、及び被告と補助参加人の間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、将来、原告に、本件事故と相当因果関係のある後遺障害が発生したときは、原告と補助参加人は、原告のかかる後遺障害に関する損害について、別途協議するものとする。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。